

論点	米国FDA	米国FDA (改正ガイダンス案)	欧州EMA	薬事分科会(暫定案)
1. 寄附金・契約金等の対象範囲				
寄附金・契約金等の範囲はどこまで含めるか。	株式と投資、主要な雇用、コンサルタント業務、受託及び助成金、特許・特許使用料・商標、専門家証人、指導・講演・執筆	個人的利害関係(給料、株式、株式オプション、コンサルタント業務)及び組織の利害関係(組織との契約又は監督した研究)		コンサルタント料・指導料 特許権・特許使用料・商標権による報酬 講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬 研究契約金・寄附金(実際に割り当てられた額) 当該年度において、保有している当該企業の株式の株式価値
既に保有している株式を、承認による株価変動の可能性を考慮して対象とすべきか。その評価方法は。	時価で株式及び投資の評価を行う。	自己申告(EMAとして評価はしない)。投資信託と年金計画は除外(個人が経済的管理に影響を与えないため)。		当該年度において、保有している当該企業の株式の株式価値
2. 寄附金・契約金等の名宛人と使途決定権との関係				
次のうちのどのケースを対象範囲とすべきか。 ①自分が実質的な名宛人で、かつ、自分に使途決定権があるケース ②自分が実質的な名宛人だが、自分には使途決定権がないケース	臨床研究の契約・助成は通常、組織と行われ、総額を対象。	臨床試験の契約は、組織の利害関係に分類。		実質的に、委員個人宛の寄附金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金等を受け取ることが明確なものは除く。
3. 金額水準				
全体を合計して一律の水準を設けるべきか。あるいは個別の事項毎に水準を設けるべきか。	次の各事項を全て申告。		次の各事項を全て申告。	
	①当該又は競合企業の株式価値 100,000ドル	左記①～⑥の当該又は競合企業からの経済的利益の合計額が50,000ドル	①当該又は競合企業からの経済的利益 50,000ユーロ	当該企業からの寄付金等の受取額が年間500万円。 ただし、講演・執筆等による報酬のみで年間50万円以下を除く。
	②当該又は競合企業のコンサルタント料 50,000ドル/年		②当該又は競合企業のコンサルタント	
	③当該又は競合企業に関する特許権、特許権使用料、商標権による報酬 100,000ドル/年		③当該又は競合企業の製品に関する特許保有	
	④当該又は競合企業に関する訴訟専門家証人による報酬 10,000ドル/年		④当該又は競合企業の運営委員会、諮問委員会の委員	
	⑤当該又は競合企業に関する講演、執筆等による報酬 10,000ドル/年 ただし、5,000ドル未満/年の場合を除く。		⑤当該又は競合企業製品の治験責任医師の受託	
⑥当該又は競合企業製品の治験責任医師の受託				

論点	米国FDA	米国FDA (改正ガイダンス案)	欧州EMA	薬事分科会(暫定案)
寄附金・契約金等は、受入額(収入ベース)で捉えるのか、必要経費を除いた実収入(所得ベース)で捉えるのか。	収入で評価。		自己申告(EMAとして区別せず)。	収入ベース
4. 競合企業の扱い				
競合会社からの寄附金等を対象とするのか。すとした場合、その範囲は。直接の審議品目のみならず同一薬効群の競合品目までを対象とするのか。	競合会社、競合製品も対象とする。 (実際の運用については調査中)	競合会社、競合製品も対象とする。FDAは、会議の議題によって、潜在的に諮問委員会の結果に影響を受けうる会社のリストを作成する。例えば、医薬品の承認について議論する会議のために、通常、対象となる医薬品と市場で競合すると考えられる医薬品を特定して、これらの医薬品の製造業者を、潜在的に影響を受けうる会社のリストに加える。	競合会社、競合製品も対象とする。 競合製品：疾病・状態の重篤度、進行度にかかわらず、同じ効能・効果を目的とする医薬品。これには、承認された医薬品とともに、臨床開発中の製品、販売承認又は希少疾病用医薬品指定のために申請中の製品を含む。 競合会社：競合製品を製造する会社。 (実際の運用については調査中)	なし
5. 考慮対象期間				
審議の時点における的確な経済的利害関係の状態を考える場合に、過去の企業や団体との関係をどこまで遡るべきか。	過去1年		過去5年	当該品目の審議が行われる審議会開催日を起算日とする過去3年間
6. 家族の取り扱い				
親族はどの範囲までを対象と考えるべきか。	委員本人 配偶者、未成年の子供		委員本人 なし	委員本人 なし

論点	米国FDA	米国FDA (改正ガイダンス案)	欧州EMA	薬事分科会(暫定案)
7. 審議不参加の具体的取扱いと特例扱い				
審議不参加の具体的取扱いと特例扱い	利益相反と見なされる可能性がある場合は、参加不可。 特例許可が付与される場合は、参加可能。	経済的関係の総額が50,000ドルを超える場合、参加すべきではない。50,000ドル以下の場合、通常その委員は参加できるが、投票権は与えられない。	リスクレベル3: EMEA業務に参加できない。 リスクレベル2: 最終決定の際は退席。意見陳述や質疑への応答は可能。 リスクレベル1: すべてのEMA業務への関与が許可される。	過去3年間で年間500万円を超える年がある場合は、当該委員は、当該審議品目についての審議又は議決が行われている間、分科会等の審議会場から退室する。 過去3年間いずれも年間500万円以下の場合、当該委員は、分科会等へ出席し、意見を述べることができるが、当該審議品目についての議決には加わらない。 ただし、寄附金等が講演等による報酬のみであり、かつ、過去3年間いずれも年間50万円以下の場合には議決にも加わることができる。
8. 公表の扱い				
公表の扱い	特定の利害関係について議事録に記載。	各会議の開始時に、議長は参加者全員からの利益相反の宣言を求める。すべての宣言を議事録に記載する。	審議参加の可否については議事録に残すが、委員名については2年間は伏せた形で公表。	